

「人体標本の展示に関するガイドライン」

人体標本（人体あるいはその一部・臓器等を用いた標本）の公の場における展示は、人体の構造・機能等をテーマとした、営利を主目的としない学術的・教育的な企画においてのみ許容され、かつその必然性があると認められた場合のみに限定される。展示の実施に際しては、医学及び歯学の教育のための献体に関する法律（いわゆる献体法）など関連法規の精神に則り、人体標本としての使用について文書による献体者の事前の同意を得るなど、人の尊厳を損なうことのないよう最大限の配慮をする。

社団法人日本解剖学会
作成日：平成22年9月25日